

## ■ はじめに

東京都西南部と神奈川県境を流れる多摩川の中下流部には、稠密な市街地が連たんし、人口や資産及び首都圏の中核機能が集中するとともに、多摩川沿いには産業が高度に発達している。この地域で、ひとたび氾濫がおきた場合、広範囲に甚大な被害が生じるばかりでなく、首都圏の中核機能や我が国の社会経済活動に重大な支障をもたらすおそれがある。

国においてはこのような壊滅的な洪水被害の発生を防止するため、大都市の大河川で計画の規模を超える洪水に対しても堤防が決壊しない高規格堤防(通称:スーパー堤防)整備事業を昭和62年度に創設し、多摩川でも一部の地域で既に事業を進めているところである。

一方、高規格堤防整備は、広々とした河川空間や自然を活用した良好な環境の街づくりを可能とするものであり、沿川の市街地整備と一体的に整備を行うことが不可欠である。

高規格堤防の整備に当たっては、沿川地域の都市計画部局と河川管理者が共同して沿川整備の基本構想を取りまとめ、それに基づく事業を推進することが必要である。このため平成11年11月に、河川管理者である国土交通省関東地方整備局(旧建設省関東地方建設局)並びに東京都、神奈川県及び沿川市区の都市計画部局をはじめとする関係部局により多摩川沿川整備基本構想策定委員会を設置した。構想の策定に当たっては、概ね20~30年後を目標年次とした原案を公表し、412名の沿川住民等の方々から貴重なご意見を頂くとともにご意見を踏まえた修正PV案を多摩川河川整備計画策定の中で市民等に示した。その頂いた意見の一つ一つに検討を加え、原案の修正を行った。

本構想は、高規格堤防と市街地との一体的整備を図る際の河川整備及び都市整備における指針となるものであり、今後の沿川整備の推進に寄与することを期待する。

平成13年2月 多摩川沿川整備基本構想策定委員会

## ■ 1.沿川整備基本構想の役割と位置づけ

### (1) 高規格堤防整備の必要性

多摩川の中下流部の低平地は、洪水や高潮による水害に対して脆弱な土地であり、昭和 22 年 9 月、昭和 49 年 9 月の洪水による浸水被害などこれまで幾度となく洪水被害に見舞われてきた。多摩川沿川で、概ね 200 年に1回程度の確率で発生する大雨による洪水の際に氾濫する危険のある区域は全体で約 9,000 ha にも及び、この区域には約 51 万戸、約 120 万人が居住し、10 兆 2 千億円の資産が集中している(図-2)。特に、氾濫原が広範に広がる下流部には、都市・産業機能が高密度に集積している。このため、ひとたび洪水氾濫が起これば首都圏の中核機能や我が国の社会経済にも重大な支障をもたらすおそれがある。

また、現在の多摩川において、戦後最大規模(昭和 22 年 9 月洪水及び同 49 年 9 月洪水)の降雨を安全に流下させることのできる河道断面を有する区間延長は、直轄区間(75km)の約 9 割である。我が国の治水事業は、従来から一定規模の洪水を対象としその氾濫の防止に必要な計画を策定して事業を進めて来ているところである。

しかし、洪水は自然現象である降雨に起因するものである以上、計画の規模を上回る極めて規模の大きな洪水(超過洪水)が発生する可能性は常に存在している。

超過洪水が発生すれば現行の堤防は決壊を余儀なくされ、洪水氾濫により、人命、財産、首都圏の中核機能に甚大な被害をもたらす他、わが国の産業経済の重要な役割を担う京浜工業地帯も濁流にのまれ国家的被害は測り知れないものとなる。

加えて、日本の東西方向をつなぐ鉄道、道路が洪水氾濫流で寸断されることも予想され、社会経済上国家的に非常に憂慮されるべき事態となる。

この様な超過洪水による壊滅的な被害を回避するため、多摩川では河口(大田区、川崎市)から日野橋周辺(立川市、日野市)までを高規格堤防整備対象区間とする高規格堤防(HU)整備事業を昭和 62 年度に創設し、現在その整備を鋭意促進しているところである。多摩川の沿川では平成 12 年度末現在、全区間延長 4.3km(5.4 %)の区間が完成又は事業中である。そもそも高規格堤防整備は、氾濫原でも稠密度に社会経済活動や生活をせざるを得ないわが国の特徴から、従来の治水方式とは違って街づくりと一体となって実施すべき性格のものであり、地権者を含む関係者のご理解とご協力を得て進めていく事業である。

近代化や都市化の過程で首都圏への社会経済活動の活発化や人口の集中により、多摩川をはじめとする氾濫原に居住や産業活動の場を求めざるを得ない、現在の国土の土地利用状況がある。多摩川の氾濫原も洪水氾濫の危険性と隣り合わせの宿命を背負っており、この様な現代文明の弱点を克服し洪水氾濫による壊滅的な被害を最小化する努力は、あらゆる世代を通じて考えていく必要がある。

昭和 62 年度に創設された高規格堤防整備事業は、破堤による流域の壊滅的な被害を回避するなど、危機に備えた街づくりの積極的な支援策の一つとして生まれたものであり、世代を越えて粘り強く取り組んでいくべき事業である。

国の財政事情の厳しい折ではあっても、街づくりは高規格堤防整備の貴重な機会でもあることから、合意が得られた地区については沿川の街づくり事業と合わせた高規格堤防整備事業を推進していくことが望ましい。

また、高規格堤防整備は息の長い事業であるが、整備された地区では堤防決壊の危険性がなくなり危険箇所も徐々に限定されていくことから、総合的に安全性が高まる。さらに、洪水

等の災害時の一時避難場所などの防災機能を備えることができるなど、災害に強い街づくりに寄与することができる。

この様に、高規格堤防の整備は治水安全度の飛躍的な向上に加え、高潮発生時の堤防の安全性も向上させるだけでなく、良好な市街地整備にも大きく貢献するものである。

## (2) 沿川整備基本構想の位置づけ

高規格堤防は、土地を取得せずその敷地の大部分の土地が通常の土地利用に供されることを前提に整備されるものであり、沿川地域住民のご理解とご協力を得ながら当該地域の市街地整備の動向と整合した整備が必要である。このため、計画策定時から関係機関と十分な調整を行っていく必要がある。特に市街地整備は、実際に着手されるまでに長期間を要する場合が多く、都県及び沿川自治体の都市計画担当部局と河川管理者が共同し、沿川市街地のマスタープランである沿川整備基本構想を作成することとしている。

沿川整備基本構想に定める事項としては、沿川地域に係わる都市計画や当該地域の市街化の動向を踏まえ、a)対象地区、b)対象地区の整備のマスタープラン及びc)整備又は検討を図る地区等の事項を定めるものとする。

また、本沿川整備基本構想に示されている高規格堤防推奨区間及び地域防災活動拠点並びに整備又は検討を図る地区として定められた箇所については、計画的推進方策の策定に向け関係者及び関係機関で協議検討を行うこととする。加えて、沿川自治体の都市計画担当部局が地区の状況を判断し、必要に応じ「沿川市街地整備計画(高規格堤防等と整合のとれた市街地整備に関する計画)」を河川管理者と協議して作成するとともに、当該計画を踏まえて高規格堤防と一体となった市街地整備を、関係住民の合意を図りながら進めていくものとする。

## (3) 対象区域及び対象期間

### -1) 対象区域

多摩川の高規格堤防整備対象区間は河口から日野橋周辺までであり、その沿川市区は左岸が立川市、国立市、府中市、調布市、狛江市、世田谷区、大田区、右岸が日野市、多摩市、稲城市、川崎市の11市区である。

沿川整備基本構想の対象区域は、高規格堤防整備と一体的に土地利用を図る多摩川沿川の上記11市区とする(図-1)。

### -2) 対象期間

沿川整備基本構想の対象期間は、概ね20~30年程度とする。なお、沿川整備基本構想は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い必要に応じて変更するものとする。

図-1

多摩川沿川整備基本構想対象区域高規格堤防整備対象区間(河口から日野周辺)  
 スーパー堤防整備対象区間

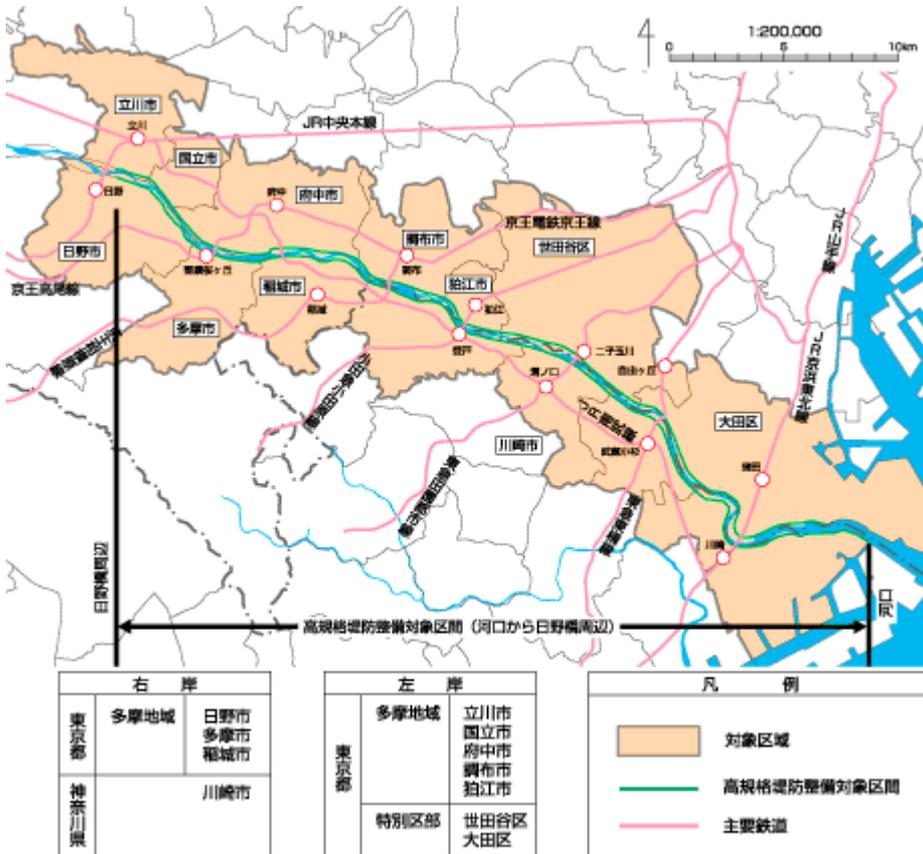


図-1 多摩川沿川整備基本構想策定対象区域

## ■ 2.多摩川の特性

### (1) 多摩川の概要

#### -1) 多摩川の特徴

多摩川は、笠取山(山梨県甲州市)にその源を發し関東平野西南部を流れて東京都と神奈川県の間を流下して東京湾に注ぐ、本流の長さ約138km、流域面積約1,240km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域は、上流域の関東山地及び丘陵地、中下流部の台地及び低地に区分され、平地部が32%を占めている。河川の特徴としては、河床勾配が中流部で1/500程度と小さいため洪水の流出が早く流速が早い、ため、堤防や河岸が被害を受けやすい状況がある。多摩川の氾濫原には、約51万戸、約120万人もの人々が居住しており、中下流部には稠密な市街地が連たし、人口や資産及び中枢機能が集中するとともに、わが国の産業経済に重要な役割を担っている京浜工業地帯等の産業が高度に発達している。また多摩川は、武蔵野台地及び多摩丘陵を貫き古代の蛇行によって形成された連続した崖線や湧水等の特徴ある地形の基幹となる空間であり、沿川地域一帯の景観形成に大きな役割を果たしている。

さらに多摩川は、都市部に残された貴重な自然環境空間であるとともに運動公園等として利用され、年間1,956万人、休日では1日当たり9万3千人(平成9年河川水辺の国勢調査)もの人々が訪れる首都圏のオアシスとして親しまれている。

#### -2) 多摩川の治水

多摩川の治水事業は明治43年の洪水をふまえ、直轄事業として、二子橋地先から河口までの区間が大正7年から昭和8年に、昭和7年から日野橋地先から二子橋地先までの区間及び浅川の高幡地先から下流の区間を施行した。

工事実施基本計画は、昭和22年9月及び昭和49年9月の洪水(戦後最大規模)及び流域の開発状況を踏まえ、昭和50年4月に改定が行われ、概ね200年に1回程度の大雨に対応した治水安全度を有する計画となっている。また、平成9年の河川法改正を受け、平成12年12月には、工事実施基本計画を踏まえて、河川整備の基本となる多摩川水系河川整備基本方針が決定された。

しかし、多摩川の場合は沿川のほぼ全域にわたって市街化が進展していることから、この地域が概ね200年に1回程度の確率で発生する大雨による洪水の際に氾濫する危険のある区域は、図-2に示すように低平地のほぼ全域にわたっており、治水安全性の向上のため、堤防や護岸の整備及び堰の改築を推進しているところである。さらに昭和62年3月には高規格堤防の整備を工事実施基本計画に位置づけ、事業を促進している。

### (2) 多摩川の機能と役割

多摩川は、沿川での人口、資産、中枢機能の集積及びそこで営まれている産業経済活動を考えると、堤防の決壊による洪水氾濫は看過できない国家的被害をもたらすと同時に、鉄道や道路といった我が国の基幹交通を寸断し社会経済上国家的に非常に憂慮すべき事態を招く。このため、多摩川においては、高規格堤防整備により計画を上回る洪水からも東京都民

及び神奈川県民の生命財産を守るとともに首都圏の壊滅的な被害を回避しなければならない。また、高規格堤防と一体となった街づくりは建築物の全面的な建て替えを伴うため、街路や公園などの計画的な整備が可能となり暮らしの機能が充実するとともに、多摩川の機能と役割を活かした水と緑豊かな街づくりを行うことができる。

なお、沿川地域において多摩川は次のような機能と役割を果たしている。

-1) 東京都西南部と神奈川県川崎市との境を貫流する広域環境軸

多摩川は、武蔵野台地及び多摩丘陵を貫き過去の蛇行によって形成された連続した崖線や湧水等の特徴ある地形が、沿川地域一帯の景観形成に大きな役割を果たしている。加えて多摩川は、流域の水と緑のネットワークの骨格としての役割を担っており、都市部に残された貴重な自然空間であるとともに身近で広大な空間をなしており、グラウンドなどが整備され、住民のレクリエーションの場としてだけでなく憩いの場や癒しの場としても大きな役割を果たしている。

-2) 災害時の避難場所及び災害復旧活動拠点

高密度に市街化し災害時の避難場所及び災害復旧活動拠点の確保に制約がある沿川地域において、多摩川は、広大な空間を生かし災害発生時の避難場所や避難ルートとして、また、緊急河川敷道路と地域で計画されている緊急輸送道路と連携する災害復旧活動拠点としての役割を果たす。

図-2

多摩川の洪水氾濫危険地域と重要水防箇所

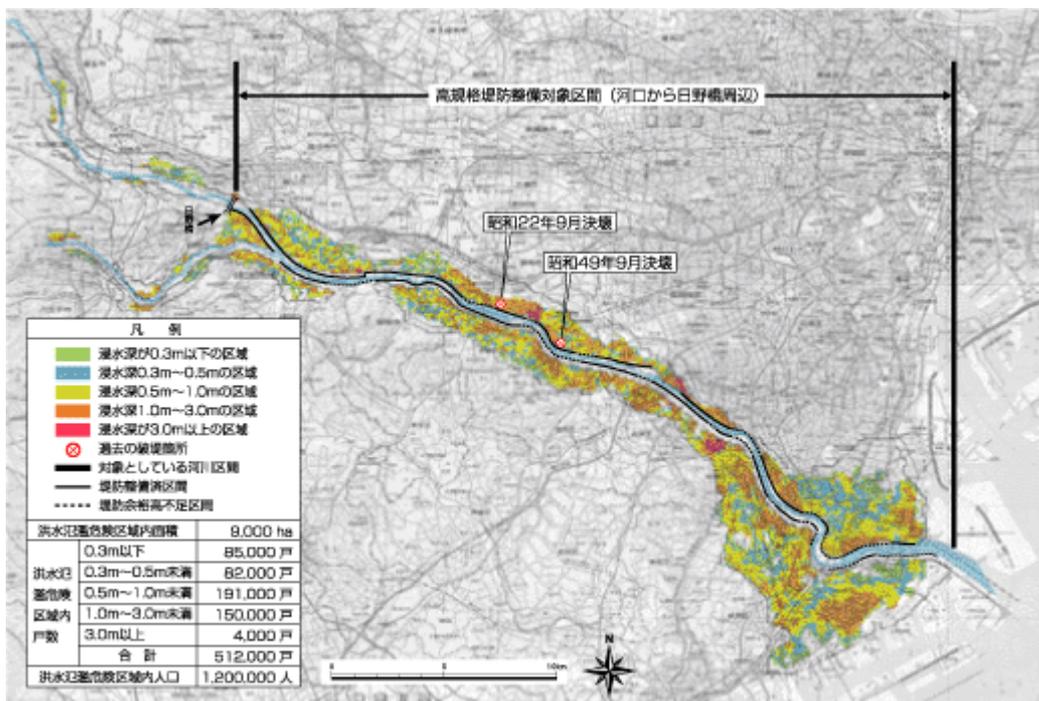


図-2 多摩川洪水氾濫危険区域図

洪水氾濫危険区域図は、現在の治水施設状況において、想定する大雨が降った場合の堤防破壊による浸水状況を計算し、図面化したものです。築堤箇所は、氾濫区域の広がり等を考慮して一定の距離ピッチで機械的に想定したものです。(破壊する可能性のある箇所ではありません。)

## 資料

- ・洪水氾濫危険地域は「多摩川が氾濫した時、あなたは・・・」／建設省関東地方建設局京浜工事事務所による
- ・重要水防箇所は「平成10年度直轄河川重要水防箇所調査」／建設省関東地方建設局京浜工事事務所による

### 高規格堤防対象区間(河口から日野橋)

凡例		
浸水深が 0.3m 以下の区域		
浸水深 0.3m～0.5m の区域		
浸水深 0.5m～1.0m の区域		
浸水深 1.0m～3.0m の区域		
浸水深が 3.0m 以上の区域		
過去の破堤箇所		
対象としている河川区間		
堤防整備済区間		
堤防余裕高不足区間		
洪水氾濫危険区域内面積		9,000 ha
洪水氾濫危険区域内面積	0.3m 以下	85,000 戸
	0.3m～0.5m 未満	82,000 戸
	0.5m～1.0m 未満	191,000 戸
	1.0m～3.0m 未満	150,000 戸
	3.0m 以上	4,000 戸
	合計	512,000 戸
洪水氾濫危険区域内人口		1,200,000 人

### ■ 3.沿川地域の都市化の経緯と現況

多摩川の沿川地域は都心から近く、鉄道を中心とする交通網が早くから発達したこともあり、戦後の比較的早い段階から市街化が進行した。都市化の特徴を見ると住宅が主であった武蔵野・多摩丘陵を抱える中流部、工業が主であった下流部に大きく分けられる。

#### -1) 市街地は高密度であるが、人口の動向は安定

沿川地域では、首都圏の中でも早くから市街化が進み、沿川市区の人口は平成7年現在で約370万人(国勢調査報告書)に達し、そのうち特別区部(世田谷区、大田区)及び川崎市に約7割が集中している。人口密度は平均で約9,000人/km<sup>2</sup>である(表-1)。

しかし、近年は、都の区部では人口減少に転ずるなど沿川地域全体の人口増加も鈍化傾向にある。

#### -2) 沿川地域には「緑豊かな居住ゾーン」のイメージが定着

多摩川沿川は可住地のほぼ全域が市街化区域に指定されている(表-1)。また、沿川地域は、緑豊かな居住ゾーンというイメージが定着しており、都市計画の用途指定を見ても大田区及び川崎市を除く地域において第一種及び第二種低層住居専用地域の割合が極めて高いという特徴がある(図-3)。

#### -3) 多くの区域が小規模な開発の連たんした市街化

市街地の形成の特徴は、畑地等の転用による小規模な開発が連たんして市街地が拡大したことから、緊急車両の進入路等として機能する生活幹線道路が不連続であることや木造住宅密集地区が形成されるなど、防災面やオープンスペースをはじめとする居住環境に課題がある。

#### -4) 多摩川に沿って産業が発達。近年、機能転換等の動きが活発化

多摩川では下流域の大田区や川崎市をはじめとして、川沿いに産業が発達している。しかし、近年の産業構造の変化により製造部門から他機能への転換や工場移転等の動きが活発化している。

表-1 多摩川沿川地域の市街化の状況

		H7人口(千人)	H2-7人口増加率(%)	市域面積(ha)	人口密度(人/ha)	市街化区域面積率(%)
左岸	東京都区部市部	1,417.7714.0	△ 1.32.0	11,7548,979	120.679.5	100.090.1
	左岸計	2,131.6	△ 0.2	20,733	102.8	95.7
右岸	川崎市東京都市部	1,202.8377.4	2.52.3	14,2396,658	84.556.7	89.084.8
	右岸計	1,262.4	1.8	16,708	75.6	88.6
合計		3,711.8	0.9	41,630	89.2	91.7

注1:市域面積には河川区域を含む

注2:人口は国勢調査(H2、H7)による

注3:市街化区域面積は、都市計画年報(H8)による

図-3

多摩川沿川地域における用途地域指定の状況

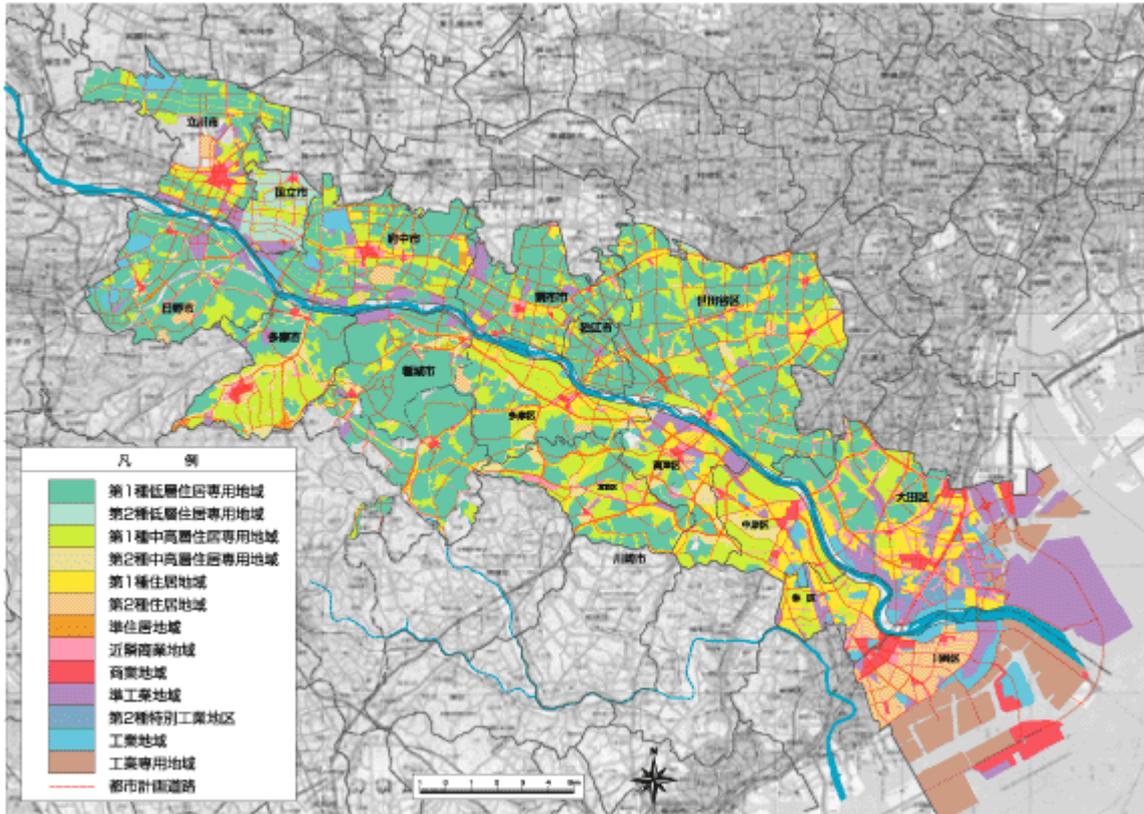


図-3 多摩川沿川地域における用途地域指定の状況

## ■ 4.沿川地域の広域的位置づけと将来像

### (1) 沿川地域の広域的位置づけ

首都圏整備の目標としては、都区部への諸機能の過度の集中の抑制のため、東京周辺地域において業務核都市等の育成整備を図り、職住近接、都市的サービスなどが充足された自立性のある地域社会を形成することにより、多核多圏域型の地域構造に再編していくこととしている。

また当該地域は、業務核都市に位置づけられている立川市、多摩市及び川崎市を核とし、東京都心から見て環状方向に結びつき首都圏の都市構造の再編に大きな役割を果たしうる地域として位置づけられている。

### (2) 沿川地域の目標とする将来像

沿川地域の将来像は、東京都、神奈川県及び川崎市等の計画により業務核都市をはじめとした多摩の「心」や地区中心等の拠点地区の育成により、自立性を備える生活圏の連合する「多心型」(東京都計画による呼び方。川崎市計画呼称は「多核ネットワーク型」)都市構造へと再構築することが目標とされる。

- 1) 身近な生活圏でもまた都市全体においても、業務、商業や文化、居住などの諸機能がバランスよく配置されこれらの機能が調和する都市づくりを目指す。
- 2) 土地利用については、職住近接、都市的サービス等が調和し活気と魅力にあふれる複合型の市街地形成を図る。
- 3) 産業機能については、既存の先端技術型産業、研究開発型産業の集積を生かし高度化を促進する。
- 4) 都市基盤については、東京外郭環状道路などの遅れている広域都市基盤の整備を推進するとともに防災機能の向上を図り、「安全で快適」な街づくりを図る。
- 5) 街づくりに当たっては、多摩川流域の多摩丘陵や崖線など地域に残された自然の保全と合わせ、豊かな自然環境を有する多摩川を沿川住民の生活の憩いの空間として積極的に活用することにより、居住環境の向上を図る。

## ■ 5.沿川整備の目標と視点

沿川地域の整備に当たっては、街づくりの基盤となる治水安全性と防災機能の向上を図るとともに、多摩川及び周辺が有する豊かな自然環境と人とのふれあいを増進し、街と川が一体となる視点を踏まえた整備を図るための目標を次のとおりとする。

### ● 沿川整備の目標

水と緑ゆたかな安全で安心な街づくり

### ● 沿川整備の視点

#### 1. 災害に強い街づくり

高規格堤防の整備は、洪水や高潮に対する氾濫原の治水安全性を飛躍的に高めるとともに、高規格堤防により強化された地盤や多摩川の広大な河川空間を活用し、被災時の災害復旧や避難広場等、多様な用途に活用することが可能になる。

沿川整備に当たっては、高規格堤防の整備にあわせて災害時の避難路や復旧等のために必要な様々な能を整備し、幹線道路と連携した流域の防災ネットワークを構築することにより、高規格堤防の区域のみならず周辺地域の防災安全性に寄与する。

#### 2. 拠点地区及び都市・産業機能の高度化・活性化への寄与

多摩川沿川地域においては、首都圏基本計画をはじめ沿川自治体の計画により職と住のバランスの確保を図るため、業務機能の更新・集積を進めるとともに都市的サービス等が集積する生活圏が多摩川に沿って軸状に連鎖する地域整備が求められている。

そのための基盤整備として高規格堤防を整備することにより、沿川の治水安全性を飛躍に向上させ、安全で安心して暮らし、活動を営むことのできる地域としての要件を備えるとともに高度化への動きがある既存工場等の更新を支援し、より高次な都市・産業機能の集積地域としての整備促進に寄与する。

#### 3. 多摩川と一体となった人と自然にやさしい街づくり

多摩川は、豊かな自然環境を有しており、高密度に市街化した沿川地域にあって流域の生態系を支える軸として機能するとともに、崖線や多摩丘陵と合わせた特色のある景観を形成している。また、沿川地にとって貴重なオープンスペースとして役割を果たしている。

このため、沿川整備に当たっては、高規格堤防が持っている河川空間と市街地の一体性・連続性が高まるというメリットを生かし、生活の憩いの場として身近に豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を確保する。

## ■ 6.沿川整備基本構想

### ● 沿川整備の基本方針

前章で掲げた視点の達成を目指し、以下の方針に基づき沿川地域の整備を図る(図-6)。

#### -1) 流域の治水・防災機能の向上

##### 地域の安全を支える多摩川としての整備を促進

超過洪水対策としての高規格堤防の整備は着実に推進されるべきものであり、高規格堤防整備対象区間の全区間について整備を図る。加えて、高規格堤防の整備は、街づくりと一体的に進めていくことが不可欠であることから、街づくりの熟度や合意の目途、実現性等を総合的に勘案して進めていくこととする。

多摩川の沿川地域は、地形特性により洪水の氾濫形態が異なり、被害の状況も変わってくる。特に下流域(大田区、川崎市下流部)は、多摩川河口に向かって氾濫原が広がり、沿川の中でも人口、資産、中枢機能、産業経済機能が集中する地域であり、ひとたび洪水氾濫が起こると甚大な被害が発生することから、沿川の市街地開発等と連携を図りつつ関係者及び関係機関との協議検討を行い積極的に事業の推進を図る。

##### 広域的な防災拠点・ネットワークの整備を促進

多摩川沿川は市街地が連たんするとともに工場が集積する地域であり、防災計画等で想定している南関東直下地震等が発生した場合には甚大な被害が発生するおそれがある。防災機能を向上するため、現在、河川管理者が整備を進めている緊急河川敷道路や緊急用船着場とともに、交通結接点周辺において地域防災活動拠点の整備を図ることとする。また、広大な河川敷と堤防上における必要な箇所を避難場所として整備する。

さらに、これらと連絡する幹線道路や鉄道並びに高速道路のインターチェンジ及び羽田空港、多摩川周辺の一時避難場所及び広域防災活動拠点等の被災時の救援物資の結集拠点のネットワーク化を促進する。

#### -2) 高規格堤防と合わせた拠点及び交通網整備による地域連携軸の創出

##### 業務核都市を結ぶ沿川連携軸として、地域構造の強化を図る

多摩川沿川地域の立川市、多摩市及び川崎市は、業務核都市に位置づけられているとともに日常的な生活圏の中心に拠点的な開発が構想され、またそれらを核とした交通網の整備による生活利便性の向上及び居住環境の向上が求められている(図-4)。しかし、当該沿川地域の市街化は、小規模な開発が連たんして形成された経緯があるため、災害時の緊急車両の進入路やオープンスペース等の都市基盤整備が不十分である。

沿川地域の整備に当たっては、都市・産業機能の高度化・活性化に向けた拠点整備と居住環境の改善を目的にし、都市的特性に応じて、次のように整備を進める。

ア. 立川市・多摩市・川崎市等の中心部、生活中心となる主要鉄道駅周辺等における拠点的開発

イ. 大規模工場の連たんする産業地区等における産業の高度化・機能転換

ウ. 住工混合型の市街地における産業系機能と居住系機能の複合する地区形成

エ. 住居系市街地における市街地環境の向上

図-4

多摩川沿川地域の地域連携軸としての構造形成の方針(イメージ図)

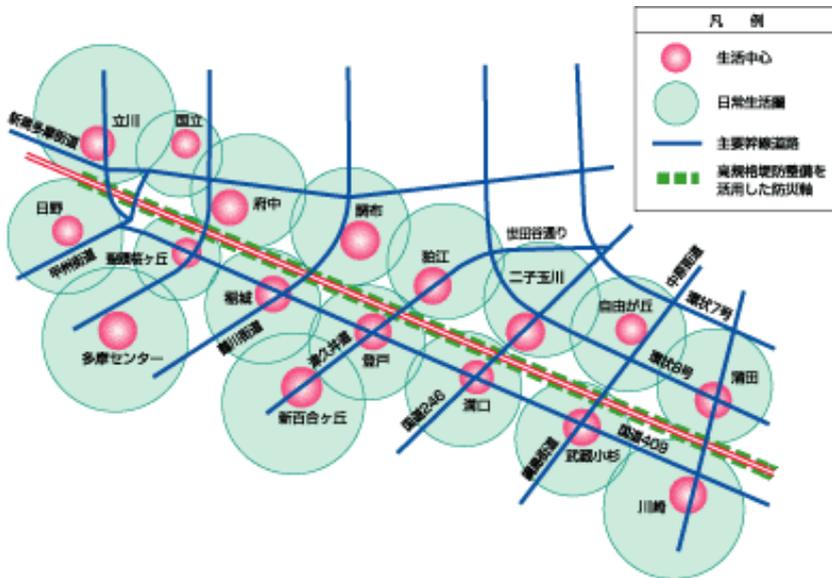


図-4 多摩川沿川地域の地域連携軸としての構造形成の方針(イメージ図)

-3) 多摩川の豊かな自然空間の活用による人と自然にやさしい環境の創出

多摩川の豊かな自然空間を活用し、地域特性に応じた市街地環境の保全と整備を図る

多摩川沿川地域には、緑豊かな生活の場というイメージがあり(図-5)、沿川整備に当たっては、多摩川を地域の環境・景観軸として位置づけ、多摩川の河川空間と沿川地域の自然環境やレクリエーション空間との連携により「水と緑のネットワーク」を形成し、潤いと憩いに満ちた地域づくりを行う。

図-5:

沿川地域における多摩川を軸とする環境・景観形成の方針

参考資料:

「東京都都市景観マスタープラン」(平成7年/東京都)

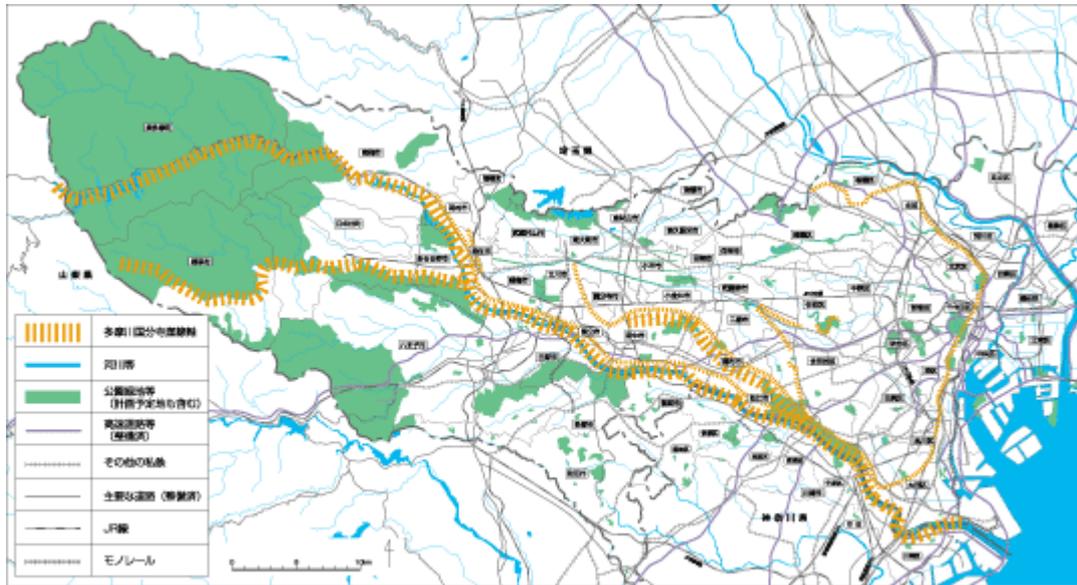


図-5 沿川地域における多摩川を軸とする環境・景観形成の方針

参考資料  
 ・「東京都都市景観マスタープラン」(平成7年/東京都)  
 ・「東京都の公園緑地マップ2000」(平成12年3月/東京都)  
 ・「川崎市公園・緑地等位置図」(平成11年7月/川崎市)

図-6: 沿川整備基本構想図 拠点地区

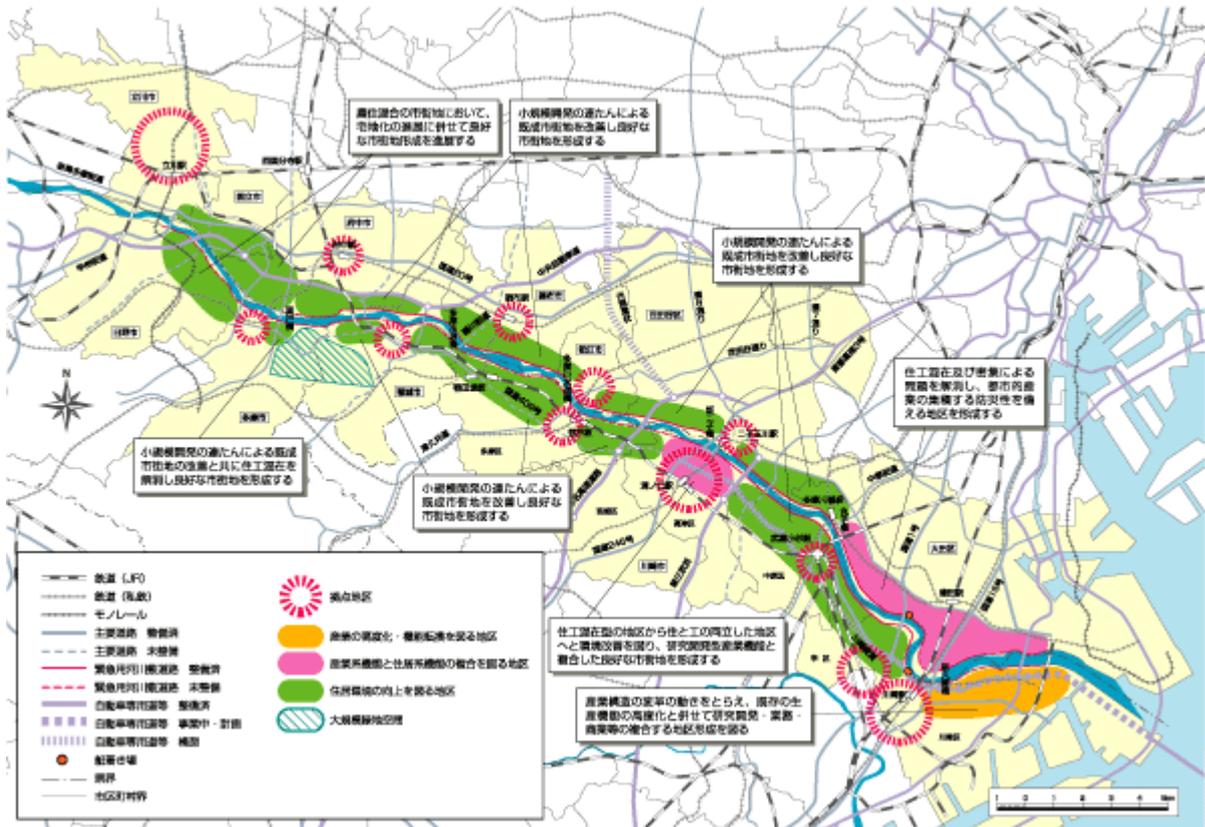


図-6 沿川整備基本構想図

## ■ 7.整備又は検討を図る地区

### (1) 整備推進の方向

超過洪水による甚大な被害に対処するため、高規格堤防の整備は着実に推進されるべきものであり、高規格堤防整備区間の全区間について関係の方々との合意形成を図りながら整備を図る。加えて、高規格堤防の整備は、街づくりと一体的に進めていくことが必要であるとともに、地権者をはじめ関係住民の方々のご理解が不可欠であることから、街づくりの熟度や合意の目途、実現性等を総合的に勘案して進めていく必要がある。また、高規格堤防は、息の長い事業であるが、整備された地区では堤防決壊の危険性がなくなり、危険箇所も徐々に限定されていくことから、総合的に安全性が高まる。さらに、洪水等の災害時の一時避難場所などの防災機能を備えることができるなど、災害に強い街づくりに寄与することができる。このため高規格堤防の整備効果を高めるためには、整備が完了している地区に接続する箇所や整備が完了している地区に挟まれた箇所における高規格堤防の整備を促進する必要がある。

一方、多摩川の高規格堤防整備対象区間の氾濫形態は、東京湾に向かって氾濫原が広がっている下流部(左岸;丸子橋から河口まで、右岸;第三京浜多摩川橋から河口まで)と多摩丘陵や武蔵野台地、支川によって氾濫が閉塞する区間など、区間によって氾濫形態が異なる。

従って、整備に当たっては、次のように地域特性に応じた整備を行っていく事とする。

#### a) 高規格堤防推奨区間:

氾濫区域が東京湾に向かって広がり、甚大な浸水被害が想定される区間であり、街づくりの構想の提案や検討を進め、整備に向けての気運を高めていく区間。

#### b) 整備の計画づくりを目指す地区高規格堤防候補区間:

上記以外の区間であり、地域における街づくりの気運や諸動向と一体的に検討を行う区間。

また、併せて地域防災活動拠点についても、交通結節点周辺を防災ネットワークの拠点とし整備を計画的に推進していくことが適当であり、防災関連計画との調整を含め整備に向けた課題の抽出や推進方策について、関係者及び関係機関で協議検討を行うこととする。

### (2) 整備又は検討を図る地区

整備または検討を図る地区については、街づくり事業との連携のため、現在街づくり事業が実施・計画されている地区などを当面、高規格堤防の「整備又は検討を図る地区」(図-7、別表-1)とし、市街地整備事業等の行政計画等への位置づけ、熟度や実現性、計画等の進捗状況、関係者との合意形成状況、治水上の緊急性等を勘案し、下記のような尺度により選定する。

沿川地域の整備に当たっては、都市・産業機能の高度化・活性化に向けた拠点整備と居住環境の改善を目的にし、都市的特性に応じて、次のように整備を進める。

#### a) 整備を推進する又は目指す地区

既に高規格堤防と一体的な市街地整備事業に着手しているか、又は、高規格堤防との一

体的な整備の合意形成が進み、実施が概ね決定している地区

b) 整備の計画づくりを目指す地区

市街地整備のための調査や検討が行われているが、その実施時期は未定の地区であり、今後、街づくりの気運とあわせて高規格堤防整備の計画づくりが必要な地区。

c) 当面、調査又は検討を行う地区

市街地整備の実施が望まれているが、その実施可能性等について、今後、関係方面や地元との調整により方針が定まる地区であり、今後の動向に対応しながら、街づくりと合わせた高規格堤防の計画についての調査や研究を行う地区。

なお、この地区の区分は、流域の社会情勢の変化や地域の意向及び地域防災活動拠点の協議状況を適切に反映できるよう適宜その内容について点検を行い、必要に応じて追加・変更するものとする。

図-7: 整備または検討を図る地区



図-7 整備または検討を図る地区

## ■ 8.沿川整備促進の方策

多摩川沿川地域の治水安全度を高めるためには、高規格堤防の整備は緊急を要するものであるが、その整備推進に当たっては多くの課題があり、今後、次の検討が必要となる。

### -1) 関係機関の連携と強化

高規格堤防と一体となった街づくりを推進するため、河川管理者と関係地方公共団体の都市計画部局の連携が必要不可欠である。河川管理者と関係する地方公共団体の都市計画部局等が協議を行う沿川整備協議会を発足させ、高規格堤防と市街地開発等の情報交換や事業の推進のための事業調整等を行うとともに、高規格堤防と市街地の一体的整備に関する課題等について調査・検討を行う。

加えて、沿川整備協議会において、整備手法及び財源の確保方策について調査・検討を行う。

### -2) 市街地開発計画等の策定の推進

密集した市街地での市街地開発等においては、地元の地権者との合意形成に長期間を要する。高規格堤防と市街地の一体的整備を計画的に進めるため、関係する市街地開発等の計画を可能な限り早期に策定し、市街地整備の気運を高める。このための必要な施策が望まれる。

### -3) 沿川整備構想の広報

高規格堤防と市街地の一体的な整備は、公的な主体だけで進めていくには限界があり、市民とのコミュニケーションを深めつつ、沿川地域で行われる民間開発とも連携を図りながら進める必要がある。このため、都県や市区の広報誌等を活用して沿川整備基本構想を積極的に広報する。

■ 別表

別表-1 整備又は検討を図る地区

1.整備を推進する又は目指す地区 9 地区

区名・位置	概要	事業期間等
(1) 下丸子地区 ・左岸 10.4・付近:大田区 ・接岸長約 1,000m	・民間による開発/約 26.8ha: 構想	・事業期間; 未定
(2) 野川合流点地区 ・左岸 18.3・付近: 世田谷区 ・接岸長約 380m	・都施工の野川下流部整備事業/約 1.5ha: 事業中	・事業期間; H11 ~18
(3) 染地地区 ・左岸 25.5・付近: 調布市 ・接岸長約 1,200m	・グラウンド等の改繕/約 12ha: 事業中	・事業期間; H6~
(4) 大師河原地区 ・右岸 3.0・付近: 川崎市 ・接岸長約 220m	・ジャンクションの建設/約 2.9ha	・事業期間; H7~16
(5) 戸手地区 ・右岸 7.0・付近: 川崎市 ・接岸長約 1,000m	・全体面積約 5.4ha(うち整備済約 0.4ha) ・マンション建設/約 0.6 ha: 事業中 ・住環境整備/約 1.1 ha: 構想・その他	・事業期間; H1~
(6) 古市場地区 ・右岸 9.4・付近: 川崎市 ・接岸長約 170m	・市施行の小学校改築事業/約 1.6ha	・事業期間; H12~16
(7) 矢野口駅周辺地区 ・右岸 28.0・付近: 稲城市 ・接岸長約 750m	・市施行の土地区画整理事業/約 16.8ha: 事業中	・事業期間; H5~H18 ・H3 都市計画決定
(8) 稲城北緑地公園 ・右岸 30.0・付近: 稲城市 ・接岸長約 1,000m	・公園の全面改修/約 2.1 ha: 事業中	・事業期間; H11~15 ・S43 都市計画決定
(9) 東町地区 ・右岸 40.5・付近: 日野市 ・接岸長約 900m	・市施行の土地区画整理事業/約 34.5ha: 事業中	・事業期間; H4~H16(但し関連地区のみ)

## 2.整備の計画づくりを目指す地区 8地区

地区名・位置	概要	事業期間等
(1)東六郷地区 ・左岸 5.5・付近: 大田区 ・接岸長約 200m	・東六郷橋 ON ランプの建設/約 0.5ha	・事業期間;未定
(2)二子玉川周辺 地区 ・左岸 17.5・付近: 世田谷区 ・接岸長約 1,250 m	・全体面積約 32.4ha ・二子玉川東地区再開発事業/約 11.2ha:計画 ・その他面的整備事業街づくり事業:構想 ・公園事業/約 6.3 ha:計画	・事業期間(二子玉川東地 区再開発事業);H15~H22
(3)和泉多摩川緑 地(西河原地区) ・左岸 24.0・付近: 狛江市 ・接岸長約 450m	・公園事業/20.3ha:計画	・事業期間:未定 ・昭和 17 年都決
(4)南町地区 ・左岸 33.0・付近: 府中市 ・接岸長約 700m	・グラウンド整備/約 4.5ha	・事業期間:未定
(5)殿町地区 ・右岸 1.0・付近: 川崎市 ・接岸長約 1,440 m	・企業用地活用による再開発構想/約 34.6ha	・事業期間:未定
(6)等々力地区 ・右岸 14.5・付近: 川崎市 ・接岸長約 1,100 m	・全体面積約 9.8 ha ・民間グラウンドの整備 ・水処理センターの建設/約 6.9ha:事業中	・事業期間:未定
(7)聖蹟桜ヶ丘地区 ・左岸 35.0・付近: 多摩市 ・接岸長約 350m	・民間による開発/約 2.8ha	・事業期間:未定
(8)日野地区	・全体面積約 3.3ha	・事業期間:未定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・右岸 37.0・付近: 日野市</li> <li>・接岸長約 350m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野市クリーンセンター建設</li> <li>・水防拠点事業</li> </ul>	
--	---	--

### 3.当面、調査又は検討を行う地区 14 地区

地区名・位置	概要	事業期間等
(1)大田多摩川付近地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 14.0・付近:大田区</li> <li>・接岸長約 200m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 16.3ha:計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間; 未定</li> </ul>
(2)世田谷多摩川付近地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 16.0</li> <li>・付近:世田谷区</li> <li>・接岸長約 2,500m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 58.3ha:計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間; 未定</li> </ul>
(3)世田谷南地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 20.0</li> <li>・付近:世田谷区</li> <li>・接岸長約 2,900m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 590.0 ha:計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間; 未定</li> </ul>
(4)砧下浄水場(世田谷一 襲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 20.0</li> <li>・付近:世田谷区</li> <li>・接岸長約 350m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分改築／構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間; 未定</li> </ul>
(5)北多摩1号処理場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 29.5</li> <li>・付近:府中市</li> <li>・接岸長約 550m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場の改築等/約 18.8ha:構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間: 未定</li> </ul>
(6)南町5丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 33.5</li> <li>・付近:府中市</li> <li>・接岸長約 300m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 7.8 ha:構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間: 未定</li> </ul>
(7)立川公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>・左岸 40.0</li> <li>・付近:立川市</li> <li>・接岸長約 450m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業/約 34.5ha(全体面積):計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間: 未定</li> </ul>
(8)本町二丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・右岸 6.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の建替/約 0.1ha:構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間: 未定</li> </ul>

・付近：川崎市 ・接岸長約 50m		
(9)南多摩処理場 ・右岸 32.5 ・付近：稲城市 ・接岸長約 900m	・水処理施設の恒久覆蓋化/約 32.2ha：構想	・事業期間： 未定
(10)多摩第一小学校等（関戸地区） ・右岸 34.0 ・付近：多摩市 ・接岸長約 600m	・小学校の建替及び市営グラウンド、市民プールの改修/約 6.4 ha：構想	・事業期間： 未定
(11)関戸2丁目地区 ・右岸 35.0 ・付近：多摩市	・延長未定 ・面的整備/約 11.2ha：構想	・事業期間： 未定
(12)多摩一ノ宮地区 ・右岸 36.0 ・付近：多摩市	・延長未定 ・面的整備/約 35.4ha：構想	・事業期間： 未定
(13)北川原公園・浅川処理場 ・右岸 38.0 ・付近：日野市 ・接岸長約 450m	・多摩川右岸流域浅川処理場の上部利用/約 10.0ha：計画	・事業期間： 未定
(14)万願寺第三地区 ・右岸 39.0 ・付近：日野市 ・接岸長約 400m	・市施行の土地区画整理事業/約 82.9ha：計画	・事業期間： 未定

## 別表-2 整備または検討を図る地区の接岸長

地区分類	地区数	接岸長
整備を推進する又は目指す地区	9 地区	6,620m
整備の計画づくりを目指す地区	8 地区	5,840m
当面、調査又は検討を行う地区	14 地区	9,650m
合計	31 地区	22,110m

延長未定の接岸長は計上していない。

別表-3 整備済地区 3地区

地区名・位置	概要	事業期間等
(1)多摩川2丁目地区 ・左岸 8.1・付近:大田区 ・接岸長約 150m	・東京都住宅供給公社による高層共同住宅建設事業/ 約 1.5 ha	・事業期間;H -11
(2)大丸第一地区 ・右岸 30.4・:稲城市 ・接岸長約 750m	・大丸土地区画整理事業/約 5.2haa	・事業期間;H 1-7
(3)鎌田地区 ・左岸 18.8・:世田谷区 ・接岸長約 150m	・民間開発による共同住宅事業/約 0.08haa	・事業期間;H 5-6
整備済延長(3地区)1,050m		

## ■ 付表

### 付表-1 専門用語等の解説(50音順)

#### 沿川整備協議会(エンセンセイビキョウギカイ)

高規格堤防整備と市街地整備等の一体的事業を推進するために設ける、国土交通省、都県、市区町村、特殊法人等から構成される協議会

#### 河床勾配(カシヨウコウバイ)

河川水が流下する面の勾配。多摩川の河川勾配は、1/250 ~1/4,000

#### 崖線(ガイセン)

急崖地形の河岸段丘。斜面地の雑木林や崖の下の湧水地などがある。多摩川周辺には、武蔵野台地に国分寺崖線、立川崖線等がある。

#### 緊急河川敷道路(キンキュウカセンシキドウロ)

震災等の災害時に緊急用の物資や機材や輸送等に供するために大河川の洪水敷に整備された道路。多摩川では、河口から拝島橋までの区間について整備中

#### 緊急用船着場(キンキュウヨウフナツイキバ)

震災等の災害時の緊急用物資や機材を船舶による輸送等に供するために整備された船着場。多摩川では、川崎市幸区及び大田区多摩川2丁目地先に整備済み

#### 業務核都市(ギョウムカクトシ)

首都圏基本計画(国土庁策定)で提起されている構想で、東京一極依存構造を改めるため、東京区部以外の区域に「自立都市圏」を形成する必要があるとして、その地域の経済的自立性をめざす「業務核都市」とこれに準ずる副次核都市を育成するとしている。

#### 計画の規模(ケイカクノキボ:計画洪水流量)

洪水防御計画において各地点の河道計画や洪水調整施設等の計画の基本となる河川の流量(多摩川においては、概ね200年1回程度起きる大雨による流量)

#### 高規格堤防(コウキカクテイボウ:スーパー堤防)

多摩川の堤防から市街地側に概ね100m(堤防の高さの約30倍)にわたり盛土を行った幅広い堤防。万が一、計画の規模を上回る洪水によって流水が堤防を超えても水は、緩やかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守る。

#### 工事实施基本計画(コウジジッシキホンケイカク)

河川法に基づき、河川管理者が水系ごとに策定される総合的な河川の保全と利用に関する基本方針及び河川工事の実施の基本的となるべき計画

#### 高潮(タカシオ)

台風や熱帯低気圧等による強風や気圧の変化により海水面が異常に高まり、海水が陸上に浸入する現象。

### 治水安全度(チスイアンゼンド)

洪水や氾濫等による水害に対する安全性を降雨確率で評価したもの

### 超過洪水(チョウカコウズイ)

計画の規模を超えた降雨による洪水

### 直轄事業(チョッカツジギョウ)

国が行う河川事業。

### 堤防余裕高(テイボウヨユウダカ)

堤防は原則的に土でできており、一般的には、越水に対して弱い構造である。そのため、計画洪水流量以下の洪水を安全に流すため、洪水時の風浪、うねり、跳水等により一時的な水位上昇に対し、計画高水流量に応じ、しかるべき余裕をもった値(多摩川 は、1.5 m 及び 1.0m)。

### 破堤(ハテイ:堤防決壊)

洪水により堤防が決壊すること

### 氾濫域(ハンランイキ)

河川の洪水により氾濫する区域

### 防災拠点(ボウサイキョテン)

大震災に対する防災対策のひとつとして、広い公園(緑地)等を中心にして、災害時の安全性確保や、救援物資等が結集する場所

### マスタープラン

基本的な指針となる基本計画、基本設計

### 水と緑のネットワーク(ミズトミドリノネットワーク)

水と緑にあふれたすばらしい環境を多くの人々が手に入れ、利用できるようにするため、河川等の水辺空間と公園等の緑や散策路等を有機的に連続させること

### 湧水(ユウスイ)

地表にわき出た地下水

### 流域(リュウイキ)

分水嶺などに区切られ、河川が水を受け入れる範囲

## 付表-2

委員長	国土交通省関東地方整備局企画部長
委員	国土交通省関東地方整備局河川部長
委員	東京都都市計画局施設計画部長
委員	東京都都市計画局開発計画部長

委員	東京都建設局河川部長
委員	東京都建設局道路建設部長
委員	神奈川県県土整備部長
委員	大田区助役
委員	世田谷区助役
委員	立川市助役
委員	府中市助役
委員	調布市助役
委員	日野市助役
委員	国立市助役
委員	狛江市都市建設部長
委員	多摩市助役
委員	稲城市助役
委員	川崎市まちづくり局長
事務局	国土交通省関東地方整備局企画部広域計画課
	国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課
	東京都都市計画局施設計画部施設計画課
	神奈川県県土整備部都市計画課